

岸和田市・貝塚市
下水道施設の老朽化対策・耐震化計画策定業務
共通仕様書

令和8年4月

岸和田市 下水道河川部 下水道河川整備課
貝塚市 上下水道部 下水道推進課

第1条（目的）

本業務は、地域インフラ群再生戦略マネジメント（以下「群マネ」という。）に参画する岸和田市と貝塚市（以下「2市」という。）による共同発注であり、2市の知見やノウハウを結集し、成果物の高度化及び品質向上を図るとともに、行政区域を越えた一体的な事業の実施を通じて、施策の整合性及び統一性の確保を目指すものである。加えて、業務の実施に当たっては、群マネにおいてインフラ維持管理の共同研究パートナーである大阪大学大学院工学研究科（以下「大阪大学」という。）及び受注者（以下「乙」という。）と相互に連携し推進することで、実効性の高い計画の策定と、持続可能な下水道施設の維持管理の実現を図るものです。

また、過去の点検・調査結果を踏まえた下水道ストックマネジメント計画の見直しや、南海トラフ地震への対応策並びに最新技術活用の検討などを含むものであり、乙からの多様で独創的かつ高度な提案に、災害リスクに対するレジリエンスの視点を組み合わせることにより、地域特性に応じた実効性の高い計画を策定することを目的とする。

第2条（業務の履行義務）

乙は、2市とそれぞれ契約を締結し本業務を円滑に進めることができるよう2市のそれぞれ（以下「甲」という。）の契約書、仕様書、その他関係書類並びに関連法令に基づき、業務に必要な人員を確保し、甲の指示に従って、経済的かつ誠意をもって業務を履行しなければならない。

第3条（大阪大学との連携）

2市及び乙は、本業務の推進にあたり2市及び大阪大学の共同研究と乙の技術提案のストックマネジメント計画及び耐震化計画への反映について大阪大学と連携し検討するものとする。

第4条（知的財産権等の帰属）

本業務により得られた技術的知見・ノウハウ及び著作権等の知的財産に係る権利については、以下のとおりとする。

- （1） 2市又大阪大学並びに乙の職員等が単独で創出したものについては、当該当事者の所有とする。
- （2） 2市、大阪大学及び乙が共同で創出したものについては、2市、大阪大学及び乙の共有とする。

第5条（研究成果の使用権）

- （1） 2市は、行政施策の立案、実施その他行政目的のために必要な範囲におい

て、研究成果を無償で使用するができる。

- (2) 2市、大阪大学及び乙は、本研究成果について論文、学会発表その他の方法により公表することができる。ただし、2市、大阪大学及び乙の秘密情報が含まれる場合には、協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 2市、大阪大学及び乙は、研究成果を第三者に利用させようとする場合には、事前に相手方と協議し、その承諾を得るものとする。

第6条（秘密保持）

本業務の実施に際して知り得た相手方及び大阪大学の情報や知的財産の権利等の秘密を相手方及び大阪大学の書面による事前承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。業務完了後においても同様とする。

第7条（業務の範囲）

本業務の範囲は、次のとおりであるが、詳細については、甲の仕様書による。

- (1) 岸和田市域内下水道施設
- (2) 貝塚市域内下水道施設

第8条（業務の内容）

本業務の詳細内容は、次のとおりであるが、詳細については、甲の仕様書による。

- (1) 下水道ストックマネジメント計画変更業務（2市）
- (2) 下水道施設の耐震化計画策定業務（2市）
- (3) 下水道施設ロードマップ作成業務（貝塚市）
- (4) その他、上記業務の関連事項（2市）

第9条（業務期間等）

本業務に係る期間は、以下のとおりである。

岸和田市 契約日～令和 9年3月19日

貝塚市 契約日～令和10年3月24日

ただし、貝塚市のストックマネジメント計画に係る内容は、一部完成として契約日～令和 9年3月31日に完成させること。

第10条（指示の履行）

乙は、本業務の実施にあたり、甲の指示に従って履行しなければならない。

第11条（業務責任者の承認）

乙は、本業務について、管理技術者・管理担当技術者・照査技術者の配置技術者

届を提出し、甲の承認を受けなければならない。

第12条（承認取消）

甲は、乙の従事者で業務上不適格と認められる場合は、その理由を明確にし、承認を取り消すことができる。この場合、乙は速やかに後任について、甲の承認を受け、業務に従事させるものとする。

第13条（管理技術者の職務）

管理技術者は、従事者の指導監督を適切に行うとともに各業務の目的等の内容を十分把握、理解して、業務全体の工程管理を行うものとする。また、2市及び大阪大学との事業調整について、適切に実施するものとする。

第14条（管理担当技術者の職務）

管理担当技術者は、甲の契約図書に基づき、業務の技術上の管理及び指導を行うものとする。

第15条（共同会議）

業務の進捗状況に応じて、意思決定や方向性の統一が必要な時期に、2市及び大阪大学並びに乙による合同会議を実施するものとする。

第16条（契約後提出書類）

乙は、契約後直ちに下記書類を甲に1部提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 配置技術者届（経歴書・資格者証等添付）
- (4) 工程表
- (5) 職務分担表
- (6) その他甲が指示する書類

第17条（業務完了時提出書類）

契約期間完了時は、下記書類を甲に1部提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) 銀行口座振替依頼書
- (5) 成果品

第18条（審査）

- （1） 受注者は、業務完了時に甲の審査を受けなければならない。
- （2） 審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- （3） 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、発注者の指示により、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第19条（引渡し）

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、各市検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。

第20条（疑義）

本仕様書及び設計図書に明記のない場合又は、疑惑を生じた場合は、双方協議して定める。